

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。  
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

## 平成14年度 第7回総合規制改革会議 議事録

1. 日時：平成14年9月12日（木）17：00～17：53

2. 場所：永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室

3. 出席者：

（委員）宮内義彦議長、奥谷禮子、河野栄子、佐々木かをり、鈴木良男、清家篤、高原慶一朗、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員

（政府）石原規制改革担当大臣、熊代内閣府副大臣

（事務局）〔内閣府〕坂政策統括官、岡本審議官、福井審議官、竹内審議官、宮川事務室長、中山事務室次長

（構造改革特区推進室）中城室長

4. 議事次第

（1）今後の具体的な会議運営のあり方について

（2）構造改革特区推進室からのヒアリング

（3）その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第7回の「総合規制改革会議」を始めさせていただきます。本日は石原大臣、熊代副大臣にも御出席を賜っております。

委員は、あと佐々木さんがおいでになるはずでございますが、飯田議長代理、生田委員、神田委員、八田委員、村山委員は御欠席でございます。

今日は、18時半まで、1時間を予定しておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、8月が終わりまして、9月から秋の陣ということでもございますので、議事に先立ちまして、石原大臣から一言ごあいさつをちょうだいしたいと思います。

○石原大臣 ただいま、宮内議長より秋の陣という、大変力強い後半戦のスタートに当たりましたのお言葉がございましたが、今年度は皆様方の意思を統一いたしまして、経済の活性化をテーマに御議論をさせていただいてまいりまして、7月には中間とりまとめをとりまとめいただきまして、誠に時宜を得たタイムリーな提言になっていたと思っております。後半戦のスタートでございますので、改めて御礼を申し上げます。

今日も新聞に出ておりましたけれども、この総合規制改革会議が提唱しました規制改革

特区というものにつきましては、日本全国から大変関心も高まり、9月初めのとりまとめでは、都道府県あるいは大学等々から426件の案が提案されるなど、委員の皆様方の提言というものが具体化する準備が着々と進んでいると思っております。その点、引き続きまして、当委員会におきましても、しっかりとフォローアップのほどお願い申し上げたいと思います。

今日は、後半戦に当たりまして、ワーキング・グループの体制等々をお決めいただくわけでございますけれども、宮内議長を先頭に各委員の皆様方本当に御盛況なる傍ら、お忙しいところではございますが、規制改革に対する関心というものは、経済財政諮問会議でも大変高く、各委員の方々が規制改革ということをおっしゃいます。この20日には、宮内議長にも経済財政諮問会議の方におでましをいただきまして、どうすれば委員の方々の地道な苦勞というものを後押しすることができるのか、先般の経済財政諮問会議で私も今のやり方でやっていくと、なかなかこれ以上スピードアップすることも難しいですし、相手があることでございますので、独裁でやれば決めてやるだけで済むんですけれども、今のやり方だとジャッジがないために、なかなか進まない部分がある。その点について、経済財政諮問会議としてもここのバックアップをしていただきたいという話をしましたところ、牛尾委員を始め塩川財務大臣等々は応援していこうと、国を挙げてやっていこうという力強いお言葉をいただいておりますので、ひとつまた後半戦よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○宮内議長 ありがとうございます。大臣には、引き続きよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、まずこの8月の人事異動で事務局の体制が変わりましたので、お知らせ申し上げます。

磯部審議官、長屋事務室次長が異動されまして、その後任といたしまして、福井審議官、中山事務室次長が着任されております。

それでは、福井審議官、中山事務室次長、一言ずつごあいさつをいただきたいと思えます。

○福井審議官 御紹介いただきました福井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中山事務室次長 事務室次長の中山でございます。いろいろ御指導いただきながらと思っております。どうもよろしくお願い申し上げます。

○宮内議長 ありがとうございます。何分よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、議事に入ります。本日は、最初に今後の具体的な会議運営の在り方につきまして御相談をさせていただきたいと思います。

引き続きまして、構造改革特区に係る進捗状況等につきまして、内閣官房構造改革特区推進室からヒアリングをさせていただくと、この2件が本日の内容でございます。

それでは、まず最初の議題でございますが、今年度の第1回会議におきましてお諮りしましたように、当会議におきましては、今後7月23日に中間とりまとめを行いました5つのワーキング・グループに係る、いわゆる分野横断的な事項の深掘りに加えまして、従来からやってまいりました規制改革推進3か年計画の各分野につきましても早急に審議を進める。こういう両方をやってまいる必要がございます。

そこで本日は、ワーキング・グループの体制など、年末の答申に向けました会議の具体的な運営の在り方につきまして御相談を申し上げたいと存じます。また、併せまして今後の運営スケジュールにつきましても、御確認をさせていただきたいと思います。

なお、ワーキング・グループの体制につきましては、事務局から既に各委員をお回りいただきまして、御希望等を伺っております。皆様方の御関心・御希望を踏まえまして、お手元の資料のような編成ではいかがかということで、議長案として一応作成させていただきました。それらの点につきまして、事務局から御説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○宮川室長 それでは、資料1に従いまして、御説明をさせていただきたいと思います。まず1ページ目をおめくりいただきまして、「今後の運営スケジュール（案）」というところでございます。右半分は昨年度の実績でございます、これに従いまして今年もトレースをしていこうというふうに思っております。

本日でございますが、議題は2つということで、今後の運営の在り方についてということと、それから構造改革特区についてのヒアリングということでございます。

次回、9月26日10時～12時ということでございまして、関係団体などからのヒアリングを今予定しておりますところでございます。

10月の中下旬、これはまだ日程調整が済んでおりませんが、引き続き関係団体ということで、地方の意見ということで全国知事会、それから米国、EUの方からも希望が来ておりますので、この辺りからもヒアリングをしたいというふうに思っております。

それ以降につきましては、今日お決めいただきますワーキング・グループでの活動を主といたしまして、累次各主査の方から進捗の御報告をいただくということでございまして、

11月に入りまして素案の審議、案文の審議をしていただきまして、12月の上旬にはできれば案文を決定していただきたいということでございます。

ちなみに、昨年は12月7日に案文が決定いたしまして、11日に総理の方に答申を持って行っていただいたということでございます。

今年も同じようなスケジュールで考えておりまして、12月の中旬にはこの答申の最大限尊重ということを旨とする閣議決定を行いたいと考えているところでございます。

1ページ送っていただきまして、しからば中間とりまとめ以降におけます運営でございますけれども、「基本方針」といたしまして、まず「体制」につきましては、基本的に3か年計画ベースの従来の15分野、縦串と言っておりますけれども、この分野に沿って御検討いただくのがいいのではないかというふうに思っております。

実は、夏まで御議論いただきました分野横断的テーマに関わります課題につきましては、可能な限りこの縦串分野の方に落とし込みまして、ここで御検討いただくということでございますが、一部どうしても横断的にしか検討することができないという部分が残りますので、これにつきましては、引き続き分野横断的ワーキング・グループを3つほど残しまして、ここで御議論いただくというふうに思っておるところでございます。

「課題、運営方法等」でございますけれども、中間とりまとめ内容の深掘りに加えまして、産業界を中心といたしまして、各界の方からの要望をちょうだいしたいというふうに思っております。これは私どものホームページにも流そうと思っておりますが、できれば10月20日ぐらいまでということで、各業界の方からも御要望いただきまして、これを各ワーキング・グループの方で精査いただいて、できるだ前広に取り上げていくというのをお願いしたいというふうに思っております。

それから、6月に骨太方針の第2弾ということで私ども言っておりますが、基本方針2002の方で、いろいろ政府の方でも規制改革弾について検討するというコミットがございます。これについても是非レビューを当会議でお願いしたいというふうに思っております。3番目といたしまして、今、規制改革特区室の方で議論がございますけれども、各省庁の方からのヒアリング等々を通じて述べられるのは、全国的に進めているんで、特区になじまないというような意見もきておりますので、こういった辺り、特区室とも連携を取りながら、できるだけ全国ベース、それから特区も含めて全体の規制改革が進むようにお願いしたいということでございます。

「具体的な体制」ということでございますけれども、ワーキング・グループにつきましては、従来の分野別ワーキング・グループというのがございまして、これは11そこに書いて

てございますが、これをフル稼働するというのに加えまして、分野横断的テーマということで、官製市場見直し、事後チェックルール、規制改革特区と、この3つのワーキング・グループにつきましては、引き続き活動をお願いしたいというふうに思っております、トータルで14のワーキング・グループを回していただきたいというふうに思っております。右側の方でございますけれども、これはまたいろいろ御議論あろうかと思いますが、12月の第2次答申の章立てということで、第1章はいわゆる横断的分野ということで、5項目を並べております。

第2章といたしましては、今申し上げた縦串ということで、各分野別をざっと並べておるところでございます、多少ダブるところがございますので、この辺りについては工夫をしながら書いていくということかと思っております。

3枚目でございますけれども、これは先ほど議長から御紹介賜りましたように、私ども事務局の方で各委員の方にお諮りをしながら決めさせていただいたものでございまして、事前に一応お目を通していただくということでございまして、御意見を多少いただいておりますが、それをまた再微調整いたしまして掲げたものでございます。一応御確認の意味でここに置かせていただいております。

事務局からは以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に何か御質問・御意見等ございましたら御発言いただきたいと思っております。

どうぞ。

○河野委員 今、御説明がありましたような、2ページの右側の12月に出すペーパーの予想章立てということでございますね。そうしますと、左側のところの分で、これは分野別ワーキングもほとんどこちらの第2章のところに入っているように見えるんですけども、一番のITというのは、全体にかかる、特にそれはここのワーキングが何かアイデアがありますときに、これはどこかに入るという感じで受け止めてよろしいのでしょうか。

○宮川室長 結構このITの件は横断的な分野がございますので、そういう意味で言うところのいろんな分野に議論が関係してくる部分もございます。それから、ITプロパーにつきましては、IT戦略本部と連携をしておりますので、そういった辺りは我々も議論をつなげていきたいというふうに思っておりますので、そういった辺りを御議論いただく場だと思っております。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。それでは、ワーキング・グループの編成と主査、メンバーにつきましては、このように決めさせていただきたいと存じます。主査の方

には、特にとりまとめに大変御尽力をいただくこととなります。よろしくごお願い申し上げたいと思います。

また、各ワーキング・グループに対応いたします事務局体制ということにつきましては、大臣ともよく相談させていただくということで、私に御一任いただくということで御了解賜ればと思います。また、御意見がございましたら是非お聞かせいただきたいと思います。それから、今日お手元に各委員からペーパーが出ております中で、今日御欠席の八田委員からのペーパーがございまして、これをお諮りした方がいいかなと思います。八田委員のペーパーで、1 ページ目の下のところにワーキング・グループの議事録でございますけれども、これは個々のワーキング・グループの判断でホームページで公開できるということは、既に以前に決まっておりますけれども、八田委員の御質問といたしまして、同様にワーキング・グループで見解というものがまとまったときは、ワーキング・グループの判断でホームページに載せるということもやるべきではないかという、御自身のワーキング・グループの体験を踏まえまして御提案がございまして、もしこれにつきまして、特に御異論がなければ、ワーキング・グループとしての見解という段階でも議事録もホームページに載せるということであれば、こういうこともあってもいいかなと思うわけでございますけれども、いかがでございましょうか。

どうぞ。

○坂政策統括官 基本的には異議はないんですけれども、私どもの感覚で申しますと、八田先生のおっしゃるとおりに、そのときそのときにむしろ訴えていった方が世間様にも、率直に申し上げて規制改革会議はいつもまとめてぼんと出すものですから、新聞記者の人たちがうまく付いてこれないという感じもあって、やっていることの割にはなかなか規制改革会議として新聞に載りにくいというところがあるような気がしますので、そういうことも考えますと、こういうふうに随時出させていただくというのは意味のあることだという気もするんです。

他方、見解が後で余りうまくものにならなかったという場合には、これはまた規制改革会議ないしワーキング・グループの重さが軽くなってしまうという効果も同時にあるので、そこは率直に申し上げてお出しいただくのは基本的に賛成なんですけど、どういう程度のことを出すとか、あるいは相手の役所とうまくいくとか、その辺も主査の方がある程度情勢判断をして、うまくやっていただけると会議としてのパフォーマンスが上がるかなという気がいたしておりますので、そこはしかるべき御判断をよろしくごお願いいたしますことかと思っております。

○宮内議長 おっしゃるとおりだと思います。あと御意見ございますでしょうか。

それでは、主査の方々の御判断と、ワーキング・グループの皆さんの御判断で見解として出すべしというときには、これをワーキング・グループの判断でおやりいただくということで了解したというところでもよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮内議長 ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

余り出して、負け戦ばかりという見られるのは、ちょっとあれですので、よく政治判断も加えていただければと思います。

それでは、繰り返しますが、明日からということで、皆様方にワーキング・グループお働きいただくということでございますし、メンバーの皆様方は大変複数のところにまたがっているということでございますし、主査、副主査に御担当いただいた方には、短期間にとりまとめるという作業でございます。今日からというのちょっとひどうございますので、明日からひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。次はヒアリングでございますが、内閣官房に7月5日に設置されました、構造改革特区推進室から新たに当事務局からお移りになりました新室長の中城室長を始め、同室の方にお越しをいただいております。構造改革特区を巡りましては、去る9月6日に全国の地方公共団体等から提案状況を取りまとめ公表されるなど、これまで相応の進展が見られております。

当会議といたしましては、中間とりまとめにおいて提言させていただいた、特区構想についてその進捗状況をしっかりとフォローすると同時に、密接な連携を図ってその推進につなげていくということが我々の任務にもかなうということであろうかと思ひます。

したがいまして、本日はこれまでの進捗状況、今後の予定及び地方公共団体からの提案状況などを説明していただき、その後に意見交換・御質問等をしていただくということにしたいと思ひます。

それでは、攻守ところ変えてではございませんけれども、今度は推進室長というお立場で中城室長から願ひします。

○中城室長 構造改革特区推進室長の中城でございます。よろしく願ひいたします。

それでは、座って御説明させていただきます。資料2というのを見ていただきたいと思います。1ページ目でございますが、「構造改革特区の提案状況(確報)」というものが出ております。これは、7月26日に私ども地方公共団体に対しまして、構造改革特区についての提案というものを願ひしたものでございますが、これにつきまして8月30日を締

め切りということで、各地方公共団体、民間から、構造改革特区の提案というものを募集したものでございます。

9月5日現在、確報というふうになっておりますが、そこにありますように提案件数は地方公共団体等で249、内訳は公的主体提案が231、民間主体提案（民間企業、大学等）が18ということになっております。

特区構想数では、同じ公共団体から複数出ておりますので、426件ということでございます。

なお、この内訳が民間主体が18ということで数は少ないわけでございますけれども、実は民間が提案して、それを市町村に持ちかけて、市町村がこちらの方に提出しているというものは公的主体提案というふうに分類されておりますので、ここで民間主体提案というのは、純粹に民間企業、あるいは大学等が直接私どもの推進室の方へ提出したものであるということになっております。

2番目の、提案主体の内訳でございますが、公的主体につきましては、市町村の単独というのが159で一番多いということでございます。それから、都道府県の単独が43、都道府県と市町村の共同が15、市町村の共同が7、その他が7ということでございます。その他は、教育委員会や港湾管理組合ということになっておりまして、都道府県はすべて提出されております。

民間主体につきましては、民間企業・団体が11、大学が6、個人が1となっておりますが、民間企業・団体の中では医療法人が比較的多いということでございます。

もう一枚めくっていただきまして、2ページ目でございますが、エリアの設定で見ますと、市町村の一部の区域というのが115、市町村全体というのが165で、そこが一番多くなっていますが、複数の市町村が105、都道府県全体が13、複数の都道府県にまたがるものが4ということになっております。

都道府県別で見ますと、一番多いのは北海道でございますが、これは農企業関係の特区ということで市町村から出ているということで数が多くなっております。そのほか多いところは福島、大都市圏では埼玉が28、東京が32、神奈川が19というようなところでございます。

地方圏で数が多いところは、基本的に農企業関係の特区の多いところでございます。多いところを見ますと、長野の14、岐阜の20、愛知の16、それから大阪の15、島根の12というようなところでございます。

若干県によってばらつきがありまして、西の方では徳島や佐賀のように1件しか出てい

ないというようなところもございます。

次のページをめくっていただきますと、特区構想の提案を行った地方公共団体等の一覧になっておりまして、どういうところから出ているかというのがわかるようになっております。かぎ括弧で囲んでいるのは、複数の主体が共同で提案を行ったものということで、ごらんになるとわかりますが、北海道は広くいろんな市町村から出ているということがわかります。

また、大都市圏では埼玉県の市とか、東京では23区あるいは市というところから出ているということでございます。

次の4ページ目を見ていただきますと、関西圏では京都、大阪、兵庫、奈良といったようなところでは、京阪奈というような形で共同で出されているものもあるということでございます。

5ページですが、一番下に民間主体18の内訳が出ておりますが、これを見ていただくとわかりますが、医療法人関係が比較的多いということと、それから大学から出ているもの、これは大体産学共同に関する提案ということでございます。

6ページ目でございますが、ここで少しカテゴリー別にどういうものが多いかということを見てみたいと思いますが、真ん中から下の四角囲みのところですが、まず「国際物流関連」提案数29ということでございまして、この例として書いてあるのは、こういう特区があるというわけではなくて、こういう特区の要望が一番多いということで、典型的な例示をしたものでございます。大規模港湾を有する地域において、国際競争力のあるコストとサービスを実現するために、通関・検疫業務の24時間化、民間企業による総合保税地域の運営等を行う特区ということでございまして、例えば北九州といったようなところから出ている提案でございます。

2番目は「研究開発関連」提案数69でございますが、これはいわゆる産学官連携といったようなものでございまして、大学や研究機関を核として、それらの知的資産をIT、バイオ等の新規産業に結び付けるために、外国人研究者の招聘や産学連携を進めるための制度整備を図る特区ということで、外国人研究者を呼びやすくする、あるいは大学の施設といったようなものを民間企業が使いやすくするといったような制度整備をお願いするという特区でございます。

3番目は「環境・新エネルギー関連」提案数43ですが、まず環境につきましては、大規模港湾の後背地等において、リサイクル資源を広域的に集積し、産業としてのリサイクルを促進するために、廃棄物関係の規制を合理化する特区ということでございまして、リサ

イクル関係の集積をつくりたいということで、廃掃法等の緩和をお願いするという特区があります。

新エネルギー関係では、そこにありますように「広大な土地を有する地域において、世界に先駆けて燃料電池の実用化を図るために、全国一律の保安規制とは異なる規制を導入することによって、燃料電池の実用化に向けた研究、実証実験等を図る特区」ということのでございまして、燃料電池に対しての実験的なものをやりたいというところは幾つかありますが、特にここで広大な土地というのは、北海道からこういうものが出ているということのでございます。

4番目の「産業再生関連」提案数40とありますが、これは既存の産業集積を活用、あるいは再生しようというものでございまして、例としましてはコンビナート地域等において、既存の工場設備の更新・高度化の促進、雇用の流動化の促進、安価な電力の供給等によって、産業を再生させるために、最新の防災技術や国際基準を踏まえた保安規制の導入、民間が主体となった職業紹介・派遣事業等の導入、電力供給の自由化を可能とする特区ということのでございます。

特に保安基準関係につきまして、四日市市のコンビナートなどの再生というようなことについてのプランが出ております。

それから、既存の産業集積につきましては、そこにありますように労働関係の規制緩和ということで、職業紹介や製造業等の派遣といったようなものを導入するというのと、電力自由化を前倒して安い電力を利用することによって、そうした産業集積の競争力を強めたいというような提案が出ております。

「農業関連」でございまして、提案数94ということで、これが提案数では一番多くなっておりますが、カテゴリー的には3つに大きく分けられます。

1つは、いわゆる農業生産法人の要件の緩和ということでございまして、農村地域等において生産、加工、販売一体となったアグリビジネスの参入を促進するために、地方公共団体やNPOが土地を保有し、耕作希望者に貸与したり、株式会社が農業経営を行うなど、多様な経営形態による農業を認める特区ということのでございまして、これは農村地帯、特に北海道等から出ております。

2番目は、都市近郊地域等において、都市住民が小規模農地を保有して農業を行うことを認める特区ということのでございまして、現在は、農地につきましては、北海道を除きますと50R以下では農地を保有できないとか、そういうような制限がありますが、そうした下限をもう少し下げてほしいということのでございます。

3番目が、中山間部において都市と農村の交流、いわゆるグリーンツーリズムを図るために、農家が民宿や農産物加工、販売施設等を経営することを促進する特区ということでございまして、例えば旅館業法とか、食品衛生法とか、そういったものの緩和によって、農家の空いた部屋などをつかって民宿をできるようにしてほしいといったようなものでございます。

次に「医療関連」で提案数25でございますが、これにつきましては医療研究機関が集積している地域等において、世界再先端の医療を提供し、併せて先端医療の研究開発を推進するために、外国人医師による治療を可能にし、混合治療を認める特区ということでございまして、例えば神戸市のポートアイランドなどで先端医療をやりたいというような希望が出ております。

次に8ページにいきまして、「生活・サービス関連」というふうにまとめさせていただいておりますが、提案数47。

1つは、大都市近郊地域等において、行政コストを削減し、住民サービスを向上させるために、教育施設、公民館、図書館、下水道、福祉施設、違法駐車取り締まり等について、地方公共団体の施設の民間委託や行政サービスの民営化を進めるということでございまして、こういうものにつきましては、例えば学校とか公民館を休日使わずとか、そういったようなことでございまして、東京等からこういう要望が出ております。

もう一つは、ベッドタウン地域等において、働きながら子どもを育てやすく環境を整備するために、幼稚園、保育所を一体のものとして民間が主体となって事業を行うことを可能とする特区ということで、いわゆる幼保一元化ということで、これも数多くの提案が出ております。

8番目の「教育関連」ですが、提案数44でございますが、地域の特性とニーズに応じた多様な教育を提供するために、公設民営や民間資本・NPOなど多様な主体により、小中高一貫教育や外国人・社会人等の教員への採用、すべて英語で行う授業や学年の枠を取り払う等多様な教育カリキュラムを認める特区ということでございます。

例えば、群馬県の太田市などでは、すべての授業を英語でやるような学校をつくりたいというような要望が出ております。

9番目が「観光・国際交流関連」ということで、提案数57でございますが、これにつきましては、国際空港の周辺等において、外国人がビジネスをしやすい環境を整備して、外国からの投資を促進するために外国人研究者等の在留期間の延長の特例。外国人の弁護士、医師等が外国人向けサービスを行えるようにすることを可能とする特区ということでござ

いまして、外国人が来やすく、そして外国人の家族たちに対するサービスといったものを充実するような、そういった規制緩和を求めるという特区でございます。

こうしたものが主要なものでございます。

次をめぐっていただきますと、構造改革特区のスケジュールということで出ております。7月5日に私どもの構造改革特区推進室というのが、内閣官房に設けられたわけでありませんが、7月26日に第1回の構造改革特区推進本部というものを開催しました。これは本部長が内閣総理大臣でございまして、副本部長ということで官房長官、それから竹中大臣、石原大臣、あと本部員としてすべての閣僚の方に入っていて開催したものでございます。

先ほども述べましたように、同じ日に地方公共団体に提案の説明会を開催しております。8月29日には、構造改革特区推進本部の幹事会というものを開きまして、各省庁における構造改革特区に係る検討状況の報告をお願いして、幹事会は事務次官レベルでございます。

ここでは、特にこちらで取りまとめいただきました中間取りまとめに出ている項目について、現在その時点での省庁の検討状況、あるいは取り組み状況について報告をいただきまして、古川官房副長官の方から、更にこうしたものに対しての前向きな検討をお願いしたところでございます。

30日に地方公共団体の先ほど説明したものの提案の締め切りを行いました。

9月20日に第2回の構造改革特区推進本部というものを開きまして、先ほど説明いたしました提案状況の報告とともに、基本方針というものを決定いたしまして、これは構造改革特区の進め方についての基本的な考えをまとめるものでございますが、それを決定いただく。

その後、10月7日の週に向けて、第3回の構造改革特区推進本部というものを開きまして、特区推進プログラムというものを決めようと思っております。

この特区推進プログラムというものは、法律事項、それから政令事項、それからそれ以外の通達、告示、省令と、そういったものにつきまして、どういうふうに政府の対応をするかということを取りまとめるものでございまして、それに向けて9月の末から10月の上旬にかけて関係省庁と折衝していきたいというふうに考えております。

その後についておりますのが、先ほど申し上げました426の提案をすべて類型別にまとめて概要を示したものでございます。これは御参考ということで付けております。

私からの説明は以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質

問、御意見等がございましたら、御自由に御発言いただきたいと思います。

八代さんどうぞ。

○八代委員 質問というよりも、こちらの会議との関係でありますけれども、私は今日紙を提出しておりますので、それを参照していただければと思いますが、今、中城さんの方から御説明いただきましたように、推進室の方ではこういうスケジュールでやっているわけなんです、そのときに言わずもがなでありますけれども、中間答申でこちらの方が明確に出しましたように、あくまで幅広い規制、免除のメニューを備えた「通則法」というものを制定して、確認であります、それをベースにやるということを基本にしていきたい。

2番目に、既に特区ワーキング・グループで各省ヒアリングしたときに、各省から出てきた典型的な意見でありますけれども、例えばこういう規制改革を特区でなるのはなじまない。これは本来、全国一律にやるべきものだという意見がよくあるんですが、そのときにそうですかと言って引っ込むのではなくて、それならば規制改革会議の本体でいつやっていただけるんですかということ聞いて、全国でやる予定がないなら特区でやりましょうと、特区ができないんだったらどういプロセスで速やかに全国ベースでやるのかというはかみ打ち作戦と言いますか、そういうことを展開していかないと、すべてを推進室だけでは難しいんじゃないか。そのときには、当然ながら各委員の方の御協力をお願いしたいということでもあります。

そういうようなことと、例えば特区推進室が各省と折衝するときに、株式会社の参入とは何かとか、混合診療はいいか悪いかということ、また一から議論しても仕方がないわけですので、そういう議論はこちらに任せていただいて、そういう意味で各省との交渉に当たっては、こちらもできる限りの御協力をさせていただきたいというようなことを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○宮内議長 何か御意見ございますでしょうか。

○中城室長 今、八代委員が言われたようなことですが、私どもは法律の形につきましては、中間取りまとめで出された「通則法」ということも十分踏まえて、内閣で一元化するとか、できるだけ法案につきましては、一連性のあるものにするようなことで検討中でございます。

それから、特に特区になじまないという考え方もありますけれども、そういうときに全国でやるという場合には、いつ、どういう形でやるのかということについて明らかにしていきたいと思っておりますし、そうしたことについては、こちらの規制改革会議の方で検討

していただければということをお願いしたいと思います。

以上です。

○宮内議長 御質問等ございましたらどうぞ。米澤さん。

○米澤委員 少し早く来たものですから、この426件のうち、私が関係します研究開発という部分と教育というのをざっとながめたんですけれども、今、八代さんが言われたことをもっと平たく言うのかもしれないんですけれども、この2つの研究開発及び教育関連という分野と言いますか、そういう中で幾つかの 이슈はたくさんのところから特区という形で提案をされているわけですね。例えば、外国人の雇用の問題ですとか、あるいは在留年限のお話とか、それはこれだけたくさんの、全体の領域の半分以上はそういったところがあったりする。そういうふうにはたくさんあると特区になじまないという言い方をされるんですか。あるいは、こういうふうには、例えば半分以上、46件中23件ぐらい同じような要求があるものをここでどういうふうには扱っていくのか。あるいはこの規制改革会議としてどう扱うのか、あるいはそちらの推進室としてどういうふうには扱うのかというのは、ある意味でこれだけ要望が多いわけですから、やれやれと言っていることになるので、そういうものについてはなるべく早くいろんな措置や、あるいは実際的に話が進むような会議、あるいはそちらの推進室とのやり方をうまく考えていただけるといいのではないかと思います。

○宮内議長 何かお答えいただけますか。

○中城室長 同じような要望がたくさん出ているというのは、おっしゃるとおり、例えば外国人の雇用の問題、それから外国人の在留年限というようなものについての要望というのは非常に多いわけでございます。

特に外国人の在留年限に関しましては、現在のところ法務省などと議論しておりますけれども、なかなかこういうものは特区になじみにくいというのが法務省の見解でございます。

そういうものについては、全国レベルでやるのかどうかということについても、また更にこちらの会議と連携を取って議論させていただければと思います。

○鈴木委員 これは、特区ではなくてジェネラルの方を取り扱うものの考え方なんですけれども、確かに特区というものは、試行的というものとして行われるんだということを言ったことがあるけれども、試行ではないんですね、要するに先行だというふうには考えないといけないと思うんです。

ですから、私が一番心配しているのは、試行した結果の実験結果というのを見て、それ

をするには数年かかりますと、それで全国のを考えさせてくださいだなんていう、その抗弁が出てくると思いますから、それを受け付けてはならないから、試行ではない先行だと、要するに早く経済をよくするために先行するんだというふうな形で特区の方も当たっていただき、かつ受け取る方のジェネラルにやる方もそのつもりでいくということが必要だと思いますので、意見ですけれども。

○宮内議長 ありがとうございます。あと御質問等ございませんでしょうか。

特区の問題は非常に関心を集めて、そういう意味で恐らくこの426件ですか、この意気込みは非常に強いのではないかと思いますけれども、それに対しまして、恐らく各省庁もなかなかうんと言ってくれない、また、かなり強い反対の考え方も出てくるわけでございまして、そういう意味では、推進室も大変これから御尽力いただかないと、この特区構想というものはまたしぼんでしまいますと、非常に期待が何かふくらんできつつある中で、マイナスになってはいけない、何とかこの特区ということで突破口、先行型規制改革のまさに先がけをつくりたいと、そういう意味では、我々総合規制改革もできるだけ推進室の皆様方が前向きに突破口をつくるのにお役に立つ形で御協力をさせていただきたい、このように思っております。そういう意味で、委員の皆様方も、是非、特区だけをということではございませんけれども、これだけ突出した形で関心を持たれており、政府としても推進室をつくってやろうとしているわけでございますから、特段にこの部分につきましては協力関係をつくらせていただきたいと、このように考えておりますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

○八代委員 先ほどちょっと言い忘れたんですが、やはり推進室で各省と交渉されるときに、相手の言い分をできるだけ公開するというのが実は重要でありまして、公開しないとなるとこれは八田さんがいつも言っていますけれども、理不尽なことを言うわけです。ですから、規制改革会議でもそうですけれども、相手の言い分を載せるのはという反対論もあるんですが、逆に、むしろどんどん各省の言い分を公開することによって、一般の人にいかにかそれが理不尽なものかというのがわかるというのが、各省の反対を抑えるための一手ではないかと思えます。

私は、例えば、先ほどの群馬太田の英語教育の話でも、英語で例えば数学を教えるという提案に対して、それを規制する、禁止する法律はないけれども、当然ながらそういうときは生徒の語学力が十分でなければいけませんね、ということを書いてくるらしいのでありますが、それはナンセンスであって、最初から英語ができたり英語で教育する必要ももともとないわけであって、英語と数学を同時に学ぶことによって数学も英語力もついてく

るというか、そういうことをねらうのであれば、そんな変なシーリングは付けてはいけない、そういうような議論をどんどんしていくというのが、推進室でやるかこちらでやるかは別にして、やはりオープンな形で各省と議論していくというのが大事ではないかと思えますので、是非、情報公開といいますか、各省の言い分を何らかの形でできればネットに載せるか、あるいはそんな形で出していけるような手段を考えていただければと思います。

○森委員 今の英語の先生を増やすとか、外国人の頭脳レベルの高い人たちの滞在期間を延ばすとか、そういうような考えは、本当は一般的にやるべきなのに、法務省または文部科学省がどういう理由かはともかく反対をしていると、これを特区でとにかくやるという方針を貫くのか、では、一般化しようではないかというふうに持っていくのがいいのか、どちらの方になるように努力したらいいんだろうかというふうに考えるときがあるんですが、いかがなものでしょうか。

○八代委員 それは鈴木さんがおっしゃったように先行というふうに考えていけばいいんだと思います。

○森委員 先行でとにかく事例を開いてみようと、どういう弊害があるのか、どういう心配が当たるのか、やってみようじゃないかということで、そういうものこそスピーディーにやるということですかね。

○鈴木委員 それは私は思うんですが、要するに、特区をやる人はとにかく先行なんだから自分で穴を開けちゃうよというので強烈に頑張る。それから一般でやる人は、特区なんかには開けられる前に穴を開けちゃうというふうにして頑張るといふこの競争だと思うんですよ。だから、それが相互にやり合えばすべて両方が進むと、ジェネラルにやる方がいいに決まっておるわけですから。

○宮内議長 あと御意見ございませんでしょうか。

○八代委員 最初の議題でよろしいんでしょうか、特区ではなくて。

○宮内議長 それでは、この特区のヒアリングを終わって後ということにさせていただきますと思います。

そういうことで、特区推進室、中城室長はじめ皆様方においでいただきまして、今後とも連携を深めながら推進していくということで御了解いただきたいと思えます。

本日は御多忙のところおいでいただきまして、ありがとうございます。以上をもちましてヒアリングを終わらせていただきます。

(構造改革特区推進室関係者退室)

○宮内議長 それでは、今、八代さんからもお話がございまして、その他の案件で御意見

等ございましたら、どうぞおっしゃっていただければと思います。

○八代委員 高原委員からペーパーが出ておりますけれども、それと関連というか、ワーキンググループの体制の中で、特に高原主査のところ、基準認証資格危険物保安手続簡素化というか、何か余りアピーリングな名前ではないので、やはり一言でわかるような名前に何か変えられた方がいいのではないかと、そもそも基準認証というのは私も何のことか全く長らくわからなかったわけで、結局、これをやりたいということは、ビジネス活動を活発化するために、ビジネス手続簡素化とか、要するにそういうものではないだろうか、やはり記事になるためにもわかりやすいような名前というのがいかなものだろうかと、これは高原主査の御判断で結構なんですけど、ほかにもそういうところがあれば、そういうことがいいのではないかと思います。

それからもう一つよろしいでしょうか。議事に関してでございますが、これもはなはだ僭越ではありますけれども、最近ちょっと飯田副議長の御欠席が長らく続いておまして、もし議長に万一急用なことが起こった場合に大変なことになるのではないかと、そういう意味では、この機会、秋の陣を始めるに当たって、委員の中からだれか議長代理を御指名いただいたら非常に議事が、万一のときのためにスムーズにいくのではないかとというふうに存じております。

更に、僭越ながら、その際には、規制改革委員会時代からの御経験の豊富な鈴木委員が最もふさわしいのではないかとというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。

○高原委員 私が前の方のページの資料1の3ページにワーキング・グループ体制についてということで、私が主査に任命をいただきましたことについてですが、名称変更なんですけど、今、八代委員からいただきましたように、この名称をできれば第1回のワーキング・グループの中で検討しまして、それでより効果的なわかりやすい名称に変えさせていただいたと思うんですが、よろしゅうございましょうか。皆さんにお諮りいただいて。

○宮内議長 是非、それでは御提案いただくということで、確かにわかりにくい名前です。

○高原委員 それでは、次回、提案させていただきます。よろしく申し上げます。

○奥谷委員 今、八代さんがおっしゃった、副議長という方が今、飯田さんがいらっやらないということで、どうなっていくのかというのが心配です。今、八代さんから提言があったように、このメンバーの中で、ベテランの方を選んでいただくというのを議長一任という形ではできないんでしょうか。

○宮内議長 お休みになっておられます事情等も聞かせていただかないといけないと思

ますし、それからたしか代理というのは議長が指名するという形ではそうになっているかとは思いますが、八代委員の御提案、奥谷委員の御提案の言につきまして、深く受け止めさせていただく、何となく公式的ですが、考えさせていただきまして、そういう意味では、非常に重要なことかと思しますので、ちょっと引き取らせていただくということで、この場ではそうさせていただきたいと思えます。考えさせていただきます。

○鈴木委員 八代さんの言われたことの中の部分については、これは議長の御判断で結構かと思えますが、特定の名称が出たような気がしますので、特定の名称の件については私は聞こえなかったことにさせていただきますので。

○宮内議長 あとございますでしょうか。

それでは、本日の議題は以上をもちまして終わらせていただきまして、あと事務局から連絡事項がございましたらよろしく願いいたします。

○事務局 次回は26日10時～12時でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○宮内議長 それでは、それまでワーキング・グループの方をよろしくお願い申し上げたいと思えます。

それでは、大臣、副大臣、長い間ありがとうございました。

以上をもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。